

○ 授業料免除の判定基準について

(1) 対象者

本学に在学する学部生、大学院生で経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業が優秀な者。(原則として、次の「学力基準」及び「家計基準」の両方の基準を満たす者)

(2) 判定基準

① 学力基準

ア 学部1年

高等学校等の調査書における評定平均値が 3.5 以上又は学科等における入学試験の成績の順位が上位3分の1以上

イ 学部2年次以上

学科又はコース内における学年の前年までの成績の順位が上位2分の1以内

ウ 大学院1年次

入学試験の合格をもって適格とみなす

エ 大学院2年次以上

(修士課程・博士前期課程)

各教育部・研究科・専攻における前年次までに修得した単位数のうち、「A」以上の成績評価が2分の1以上

(博士課程・博士後期課程)

学期ごとに、指導教員が成績、研究能力及び研究成果により、特に学業成績が優秀であると認定した者

次に掲げる特別な事情がある者は、学力基準が緩和又は不問となります。

1 学力基準が緩和される場合

- ・ 授業料の納期から6か月以上前（新入学生は入学の1年以上前）に、学資負担者の事業の倒産、失職等による家計急変と同等の事情があると認められる世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 母子父子世帯の者又は孤児
- ・ 障がい者又は長期療養者（6ヶ月以上）を含む世帯の者

(1) 学部1年次（次のいずれかの基準を満たす者）

- ・ 高等学校の調査書における学業成績の平均値が3.3以上
- ・ 学科等における入学試験（推薦入試、一般入試等の試験区分ごと）の成績の順位が上位2分の1以内

(2) 学部 2 年次以上

- ・ 学科等内における学年の前年までの成績の順位が上位 3 分の 2 以内

(3) 大学院 2 年次以上（修士課程・博士前期課程）

- ・ 各教育部・研究科・専攻における前年次までに修得した単位数のうち、「A」以上の成績評価が 3 分の 1 以上

2 学力基準を問わない場合

- ・ 授業料の納期前 6 か月以内に学資負担者が死亡したり、風水害の被害を受けたため、授業料の納付が困難と認められる者
- ・ 授業料の納期前 6 か月以内（新入学生は入学前 1 年以内）に学資負担者が失踪又は行方不明になった場合
- ・ 授業料の納期前 6 か月以内（新入学生は入学前 1 年以内）に学資負担者が事業の倒産、失職等により家計が急変した場合